

桜井市制施行70周年記念式典事業運営等業務 委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、桜井市（以下、「本市」という。）が「桜井市制施行70周年記念式典事業運営等業務」（以下、「本業務」という。）を委託するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

桜井市制施行70周年記念式典事業運営等業務

(2) 業務内容

別紙「桜井市制施行70周年記念式典事業運営等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」に記載のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

(4) 委託料上限額

7,150,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）

3. 参加資格

本業務へ参加ができる者は、次に掲げる（1）～（11）の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和8年度桜井市入札参加資格者名簿の「Q委託業務」-「10広告・イベント等」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 桜井市契約規則第2条の2の規定に該当しないこと。
- (4) 参加申請書提出時点から第2次選考の結果通知日までの期間に、桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条に基づく清算の開始がなされていない者であること。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。
- (9) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (10) 過去5年以内（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）において、国、地方公共団体等公的機関もしくは民間企業が発注した周年記念式典等の企画・会場設営・運營業務を受注・完了した実績があること。
- (11) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び桜井市の指示に柔軟に対応できる者であること。

4. スケジュール

内容	日程
公告	令和8年4月17日（金）
質問書の提出期限	令和8年4月23日（木）午後5時まで
質問書回答日	本市ホームページに随時回答を公表 令和8年4月24日（金）まで
参加申請書の提出期限	令和8年5月8日（金）午後5時まで
第1次選考	令和8年5月11日（月）
第1次選考結果通知	令和8年5月13日（水）
辞退届の提出期限	令和8年5月15日（金）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年5月22日（金）午後5時まで
第2次選考	令和8年5月28日（木）
第2次選考結果通知	令和8年5月下旬
契約締結	令和8年6月上旬

5. 申請書等様式の配布方法

本市ホームページからダウンロードすること。

<市ホームページ>

<https://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/koushitsu/gyouseikeieika/70thanniversary/9918.html>



6. 質問及び回答

仕様書及び実施要領に関して質疑がある場合は、様式第8号「質問書」に質問内容を記入のうえ、下記フォームから提出すること。

(1) 回答方法

本市ホームページの本プロポーザル実施に関するページ内において、随時回答を公表する。その際、質問内容により業者選定に公平性を保てない場合や、質問内容が不明瞭なものについては回答しない。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加・修正として取り扱う。

(2) 提出期限：令和8年4月23日（木）午後5時まで

(3) 提出先

桜井市制施行70周年記念式典事業運営等業務委託プロポーザルに関する質疑の受付フォーム（下記 URL）

[https://apply.e-tumo.jp/sakurai-nara-u/offer/
offerList_detail?tempSeq=41317](https://apply.e-tumo.jp/sakurai-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=41317)



7. 参加申請書等の提出

(1) 提出期限：令和8年5月8日（金）午後5時まで

(2) 提出方法：持参又は郵送（必着）

※郵送の場合は、封筒の表に「桜井市制施行70周年記念式典事業」と朱書きし、簡易書留又は書留の扱いとすること。なお、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

(3) 提出場所：〒633 - 8585 奈良県桜井市大字粟殿432番地の1

桜井市役所本庁3階 市長公室 行政経営課

(4) 提出書類：以下の様式及び添付書類を提出すること。

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 業務実績調書（様式第2号）
- ③ 業務体制調書（様式第3号）
- ④ 総括責任者調書（様式第4号）
- ⑤ 会社概要（様式任意）

(5) 提出部数：社名入り1部、社名無記名4部

(6) 提出書類に関する留意事項

- ① 使用する用紙サイズは、A4判とする。
- ② 使用する印鑑は、桜井市入札参加資格者名簿に登録する際に提出した使用印鑑届に登録されている印鑑を使用すること。
- ③ 会社概要は、会社概要、営業所、連携会社、業務内容等を、参加申請書の提出時点で簡潔に記載すること。会社説明パンフレットの添付を可とする。

8. 第1次選考

(1) 審査方法

提出された参加申請書等をもとに、事務局において事業者の参加資格の審査を行い、庁

内に設置する「桜井市制施行70周年記念式典事業運営委託業者選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）において、第2次選考を受けることができる参加事業者を3者程度選定する。

(2) 審査基準

別紙「桜井市制施行70周年記念式典事業運営等業務委託プロポーザル審査項目及び選考基準」のとおり

(3) 審査結果の通知

令和8年5月13日（水）に、第1次選考を通過した事業者へ電子メールで通知する。

なお、第1次選考を通過しなかった事業者は、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日・祝日を除く。）に、書面（様式任意）で理由の説明を求めることができる。

なお、第2次選考に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を、令和8年5月15日（金）午後5時までに行政経営課へ持参または郵送により提出すること。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限：令和8年5月22日（金）午後5時まで

(2) 提出方法：「7. 参加申請書等の提出」（2）に準ずる。

(3) 提出場所：「7. 参加申請書等の提出」（3）に準ずる。

(4) 提出書類：以下の様式及び添付書類を提出すること。

① 企画提案書等提出書（様式第5号）

② 業務実施方針（様式第6号）

③ 企画提案書（様式第7-1号、第7-2号、第7-3号）

④ 参考見積書（様式任意）

※参考見積書は、合計金額のほか、仕様書のすべての業務（企画提案書の内容を含む。）に基づき、積算内容等具体的な内訳を記載すること。

(5) 提出部数：社名入り1部、社名無記名4部

(6) 提出書類に関する留意事項

① 様式の用紙サイズはA4判とする。本実施要領及び仕様書の内容を踏まえること。

② 提案書類は、A4判片面印刷左綴じとし、カラー印刷であるかは問わない、また、文字サイズは10.5ポイント以上にすること。（図表中を除く）

③ 企画提案書の様式以外に、参考資料として最大A4判3枚まで添付可とする。

④ 見積書には、日付、住所、事業者名、代表者名を記載し、押印すること。（社名無記名分は除く。）

⑤ 企業イメージ等による先入観を持たずに審査を行う趣旨のもと、各選考委員は参加者の素性を特定せずに審査するため、容易に素性が特定されないよう（ロゴマーク等の使用はしない等）記載すること。

(7) 企画提案書の提出後に辞退する場合

速やかに事務局に連絡し、辞退届（様式任意）を提出すること。

10. 第2次選考

(1) 審査方法

- ① 選考委員会において、審査基準に基づき、企画提案書等提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。
- ② 審査基準に基づき各選考委員が採点を行い、評価得点の総合計が最も高い者を優先交渉権者として選定する。ただし、最高得点の参加者が複数ある場合は、選考委員会の議決により選定する。
- ③ 参加者が1社のみの場合においても、プロポーザルは成立するものとするが、①の方法により審査を行い、選定の是非を決定する。

(2) 審査基準

「8. 第1次選考」(2)に準ずる。

(3) 審査に関する事項

① 実施日・場所

令和8年5月28日(木)

桜井市役所内会議室を予定。

詳細については、第1次選考の結果通知とあわせて別途通知する。

② 実施内容

(ア) プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を使用した提案説明が20分、質疑応答が10分の合計30分間とする。

(イ) プレゼンテーションは、原則として様式第3号「業務体制調書」に記載されている総括責任者及び担当者のみが参加でき、最大3名まで参加できるものとする。

(ウ) 提出された企画提案書等に基づいて行い、異なる内容の説明や新たな資料の提出は認めない。

(エ) プレゼンテーションの方法は任意とする。パワーポイント等を使用する場合は事前に連絡するとともに、必要な機材は事業者が用意すること。ただし、プロジェクター及びモニターのみ本市が用意する。

③ その他

選考委員には事業者名がわからない状態で審査を行うため、審査当日は、事業者名がわかるような発言・表示等は行わないこと。

(4) 審査結果の通知および公表

令和8年5月下旬に、すべての企画提案事業者へ電子メールで通知する。また、本市ホームページに優先交渉権者を掲載する。

なお、次点提案者及び非選定である旨の通知を受けた事業者は、通知日の翌日から起算して5日以内(土・日・祝日を除く。)に、書面(任意様式)で理由の説明を求めることができる。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」に掲げる要件を満たさない場合
- (2) 提出書類等の提出方法や作成形式等、本実施要領を遵守しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載又は不正があった場合
- (4) 見積書の記載金額が、委託料上限額を超えている場合
- (5) 第2次選考において、実施日時に出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) 契約を履行することが困難であると認められる状態に至った場合
- (8) その他、参加者の失格事項に相当するものと選考委員会が判断した場合

1 2. 契約の締結

- (1) 審査の結果により選定された優先交渉権者と契約の締結交渉を行うが、当該交渉がやむを得ない事由により不調となった場合は、審査により順位付けられた次点者と当該契約の締結交渉を行う。
- (2) 契約に係る業務内容については、企画提案内容を踏まえつつも、本市と優先交渉権者が改めて協議により仕様を確定し、そのうえで契約を締結する。
- (3) 契約にあたっては、桜井市契約規則（昭和 44 年規則第 3 号）に基づくものとする。
- (4) 契約にあたっては、提出した参考見積書に記載している見積価格に基づき、改めて見積書を提出すること。

1 3. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。また、提出書類は返却しない。
- (3) 様式第3号に記載した配置予定者を変更等することは認めない。なお、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、変更後の担当者については本市の求める資料を提出し、了承を得る必要がある。
- (4) 本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する提案者を選定するものであり、企画提案書の提案内容が実際の事業内容にそのまま採用されるものではない。
- (5) 提出書類は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、その全部又は一部を公開することがある。
- (6) 本プロポーザルに係る手続き及び契約手続、並びに業務執行において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限るものとする。
- (7) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (8) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については本市が定める。

14. 問い合わせ先

桜井市 市長公室 行政経営課 担当：仲井

住所：〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿432番地の1

電話番号：0744-42-9111（内線1261）

FAX：0744-42-2656